

独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月27日

日本放送協会
会長 上田良一 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 勝彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	薄 井 誠	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 澤 賢 司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 藤 勇	Ⓔ

当監査法人は、日本放送協会の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の協会全体に係る中間財務諸表、すなわち、中間財産目録（会計に関する部分に限る。）、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及びこれらに関する説明書（会計に関する部分に限る。）について中間監査を行った。なお、中間財産目録及びこれらに関する説明書について監査の対象とした会計に関する部分は、中間財産目録及びこれらに関する説明書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

中間財務諸表に対する理事者の責任

理事者の責任は、放送法、放送法施行規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して利害関係者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、放送法、放送法施行規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本放送協会の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

日本放送協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上